

伸び率No1を目指して！！

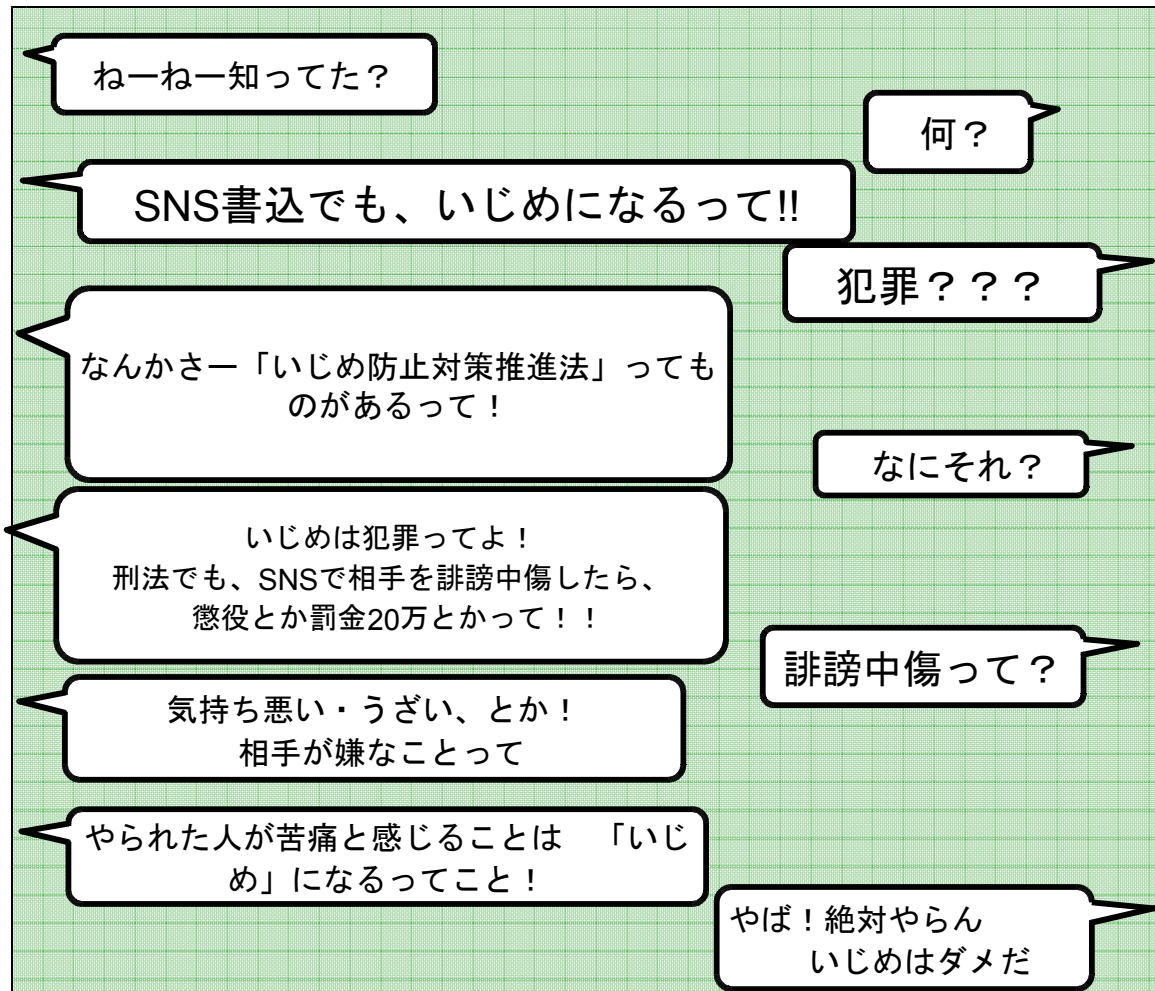
生徒指導部より

いじめは、犯罪！！

指導部

☎

No.9



いじめ【しない・させない・ゆるさない】

【いじめ防止対策推進法】

第2条（いじめの定義）

この法律において「いじめ」とは、生徒が在籍する学校に在籍している生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネット等を通して行われるものを含む）であって、その対象となって生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

※. その生徒が心身に苦痛を感じるものは「いじめ」（やってはいけない）ということ。

第4条（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。

※. 刑事罰（刑法）もあり得る！！ → 禁固・罰金

画像の取り扱いにも要注意！！

『北中城高等学校いじめ対策委員会』